

* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第14号）

< 第14号の主な話題 >

担い手経営安定新法が閣議決定されました！（2月24日）

「品目横断的経営安定対策のポイント」（雪だるまパンフ）改訂版発行！

ホームページ「品目横断的経営安定対策に関するQ & A」を2月27日に更新！

特定農業団体規約例(案)・農作業等受委託契約書(案)をホームページにアップ

普及指導センターによる『集落営農育成の優良事例』を紹介します！！

佐賀県における共同乾燥施設を核とした集落営農の展開（九州農政局発）

担い手経営安定新法が閣議決定されました！

昨年10月27日に決定した「経営所得安定対策等大綱」のうち、品目横断的経営安定対策の内容を法制化するものとして、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案」（担い手経営安定新法）が、2月24日、閣議決定され、国会に提出されました。

< 法案の概要 >

1 対象農産物

米穀、麦、大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ

2 対象者

経営規模等の要件を満たす、認定農業者又は特定農業団体その他の一定の要件を満たす農作業受託組織（一定の要件を満たす集落営農）

3 交付金の内容

諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するための交付金
収入の減少による影響を緩和するための交付金

（米穀については、生産条件の格差から生ずる不利が、国境措置により実質的に補正されていることから、上記の交付金のみを対象となる。）

4 その他

交付金の不正受給に対する強制徴収等

農林水産省ホームページに、法案の条文などを掲載しています。

こちらも御覧ください。

<http://www.maff.go.jp/hourei/164jokai.html>

「品目横断的経営安定対策のポイント」（雪だるまパンフ）改訂版発行！

・「雪だるまパンフ」の2月27日改訂版（バージョン6）を担い手ホームページにアップ！！

・小規模個別経営が集落営農を組織した場合のメリット、農地の納税猶予の取扱い、農地・水・環境保全向上対策と経営安定対策との関係など、大幅に情報が追加されています。是非、御覧ください。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>

< 品目横断的経営安定対策等 Q & A コーナー >

ホームページ「品目横断的経営安定対策に関する Q & A」を 2 月 27 日に更新！

担い手ホームページの「品目横断的経営安定対策に関する Q & A」を更新しました。ここでは、新たに追加した Q & A の一部を紹介します。

Q： カントリーエレベーター、ライスセンターを核として、集落営農を組織化するにはどうしたらよいのですか。

A： カントリーエレベーター、ライスセンターのような乾燥・調製施設を核として集落営農を組織化することは、集落営農の要件の一つである経理の一元化を進める上で、有効な方法です。

この場合、新たな対策の対象となるためには、

カントリーエレベーターやライスセンターの利用協議会等を集落営農として位置づけ、

この利用協議会が乾燥・調製作業を実施する以外に、主な基幹作業（水稻は基幹 3 作業以上）を受託（構成員が作業を実施）し、

集落営農としての要件（農用地の利用集積目標、規約の作成、経理の一元化、主たる従事者の所得目標、農業生産法人化計画の作成）を満たすとともに、経営規模要件を満たす

ことが必要です。

農林水産省担い手ホームページの Q & A コーナー

・『品目横断的経営安定対策に関する Q & A』（ 2 月 27 日更新 ）

<http://www.maff.go.jp/ninaite/index.html>

・『集落営農・特定農業団体に関する Q & A』（ 2 月 9 日新着 ）

http://www.maff.go.jp/ninaite/menu3/tokutei_qa.html

『特定農業団体規約例（案）』・『農作業等受委託契約書（案）』を

農林水産省担い手ホームページにアップ！

品目横断的経営安定対策の対象となる集落営農組織等の育成にあたっての参考資料として、

『特定農業団体規約例（案）』：特定農業団体の規約として必要な事項を例示したものです。本規約例（案）は、特定農業団体が、「共済組合等」に加入できる「共済資格団体」としての要件を満たす内容となっています。

『農作業等受委託契約書（案）』：品目横断的経営安定対策の対象者の経営規模として算入できる農作業受託に係るものです。品目横断的経営安定対策の加入申請時に農作業受託面積についての証拠書類の一つとすることができます。

を担い手ホームページ「集落営農の組織化・法人化」にアップしました。

是非、参考としてご活用ください。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/menu3.htm>

普及指導センターによる『集落営農育成の優良事例』を紹介します！！

普及指導センターによる優れた経営体の育成・確保に向けた取組事例を表彰する「平成17年度経営体育成普及活動全国コンクール」(主催：(社)全国農業改良普及支援協会)において、農林水産大臣賞、経営局長賞に選ばれた石川県及び兵庫県における集落営農組織育成の優良事例を紹介します。2事例とも、他の地域での取組にも応用できるものですので、参考として下さい。

【組織経営体部門・農林水産大臣賞】

営農組織の発展段階に応じた『ステップアップ方式』による集落営農組織育成
(石川県中能登農林総合事務所羽咋(はくい)農林事務所)

同事務所では、担い手となる個別経営体が存在しないため、集落営農組織の育成が課題となっていた羽咋地域において、「担い手不足」や「農地の荒廃」など集落が抱える問題を個々の農家が自らの危機として気づき、これを打破するため集落住民全員が参加する集落営農育成の仕組みづくりを行いました。

具体的には、「集落営農への意識がない状態」から最終目標の「特定農業法人」まで各集落を7段階に分け、その発達段階に応じた指導を行うこととし、

各集落のリーダーを集めての「集落営農リーダー研修会」(集落営農の必要性から特定農業法人までの幅広い知識が得られるカリキュラムを用意)

集落ごとに、関係機関(市町村、農協)が連携して入り込み、地域リーダーの合意形成活動等の手助けや農家自らが取り組もうとする内発性を促す個別指導などを行いました。

この結果、活動を開始した平成16～17年度の1年8ヶ月の間に14集落で集落営農組織の育成が図られました。

【組織経営体部門・経営局長賞】

水田農業の経営安定化に向けた旧村を単位とした広域営農組合の組織化と法人化
(兵庫県東播磨県民局加古川農業改良普及センター)

加古川市では、集落営農組合が水田農業の主な担い手となっているものの、近年、労働力不足や高齢化、農機具更新のための資金不足から、集落単位での生産活動が困難となる集落が増加しています。

このため、同センターでは、市、農協とともに同市八幡町の旧村全6集落による「集落を越えた地域ぐるみで取り組む営農組織」の設立に向けて、

地域リーダーの育成及び地域全体の合意形成を図るとともに、

大型機械の導入による省力・低コスト生産の現地実証等の生産活動の基盤づくりに濃密的に支援を行いました。

この結果、6集落の営農組合長達の積極的な取組みも得られ、平成17年5月に県下最大規模の農事組合法人「八幡営農組合」(現在、組合員642戸、関係水田面積330ha)が設立されました。この組織は、全集落にまたがって生産活動・経営を担う実働部隊(八幡営農組合)の下に、各集落を単位とする農地や水利等の調整を担う組織(6集落の営農組合・農会)を持つ形態を備えており、集落横断的な規模拡大による収益性・効率性の向上と集落内の地縁的繋がりによる農地・水利の調整機能の維持を両立しています。

- ・ 以上の2事例の詳細内容については、農林水産省 普及事業ホームページ「集落営農の取組」で紹介します。

<http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/fukyuuka/newsite/torikumi.html>

< 地域の話題 >

佐賀県における共同乾燥施設を核とした集落営農の展開（九州農政局発）

佐賀県では、共同乾燥施設の高いカバー率（麦95%、大豆99%、米85%）等を背景に、共同乾燥施設の受益地区を範囲とする集落営農の組織化を推進しています。

共同乾燥施設の受益地区を範囲として組織化する場合、そのエリアが概ね100ha～400haと広域になるため構成員全体の意向を把握しにくいという面もありますが、既存の施設利用組合の発展的な活用が可能

リーダー及び主たる従事者となり得る者の確保が容易

効率的な機械利用が可能

大規模農家とのすみ分けが比較的容易

米・麦・大豆の品種や作型の統一、広域的なブロックローテーションの実施等、今後とも共同活動による営農の展開が可能

といったメリットがあり、それぞれの地域の実態に応じて、これまでの集落を基本とした組織化と併せて推進することとしています。

佐賀県では、集落営農の組織化・法人化に向けて、今後、JAグループで一元経営に向けたシステム開発の検討をするなど、行政・団体による強力なバックアップを行うこととしています。こうした取組みは、九州管内の他県からも注目されており、九州農政局においても、その成果に期待をしています。

九州農政局では、ホームページでも管内の集落営農組織化の事例を紹介しています。是非、御覧下さい。

<http://www.kyushu.maff.go.jp/seiryuu/keiei/ninaite/soshikihoujin/soshikihoujin.html>

< 編集後記 >

立春、雨水、啓蟄等、半月毎の季節の変化を示す暦の「二十四節気」はよく知られているところですが、これをさらに5日ごとに分けた「七十二候」というものがあります。この七十二候では、3月1日頃からは草木が芽吹き始める「草木萌動（そうもくめばえいずる）」とされています。担い手育成運動においても、各地で新たな担い手の芽が出始めています。新たな認定農業者の認定、集落営農の組織化に向けて、皆さん、頑張りましょう！

当メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、ご要望等を下記アドレスまでお寄せください。

電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行（週1回程度）

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

お問い合わせ先の電子メールアドレス：keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>